

令和元年度



社会福祉法人
新宿区社会福祉協議会

備品購入

備品の買い替えや
施設の修繕に
活用ください！



区内施設・団体のための
施設整備

申請締切
7/22(月)まで

申請団体 募集のお知らせ

【「備品整備・施設整備(株)日本財託助成金」とは】

標記企業からの寄附金を原資とし、新宿区内の福祉施設・団体における備品整備・施設整備等の経費を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

【対象となる福祉施設・団体】★団体での申請が対象です

- (1)事業を計画に従って遂行できる能力を有すること
- (2)代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること
- (3)区内に所在する施設・団体であること（法人格の有無は問いません）
- (4)新宿区社会福祉協議会の会費会員であること
- (5)営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと
- (6)過去に助成金の交付を受けた団体の場合、遅滞なく実績報告されていること

事業要綱等の
詳細は、HPを
ご覧ください。



【対象事業・助成限度額】★1万円以上の備品・施設整備が対象です

- ▼備品購入・備品修繕（上限20万円）《令和元年9月1日～10月31日までの事業》
 - ▼施設整備・施設改修（上限50万円）《令和元年9月1日～令和2年1月31日までの事業》
- ※助成対象、対象事業等の詳細については、助成金交付要綱をご確認ください。

【申し込み期間】6月20日（木）～7月22日（月）まで

【申込み方法】

事前連絡の上、申請書等を下記までご持参ください。

交付につきましては、助成金選考委員会による審査があります。交付決定は8月末の予定です。詳細はお問合せください。

【問合せ・申込先】

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

法人経営課 助成金担当 電話：03-5273-2941 FAX：03-5273-3082

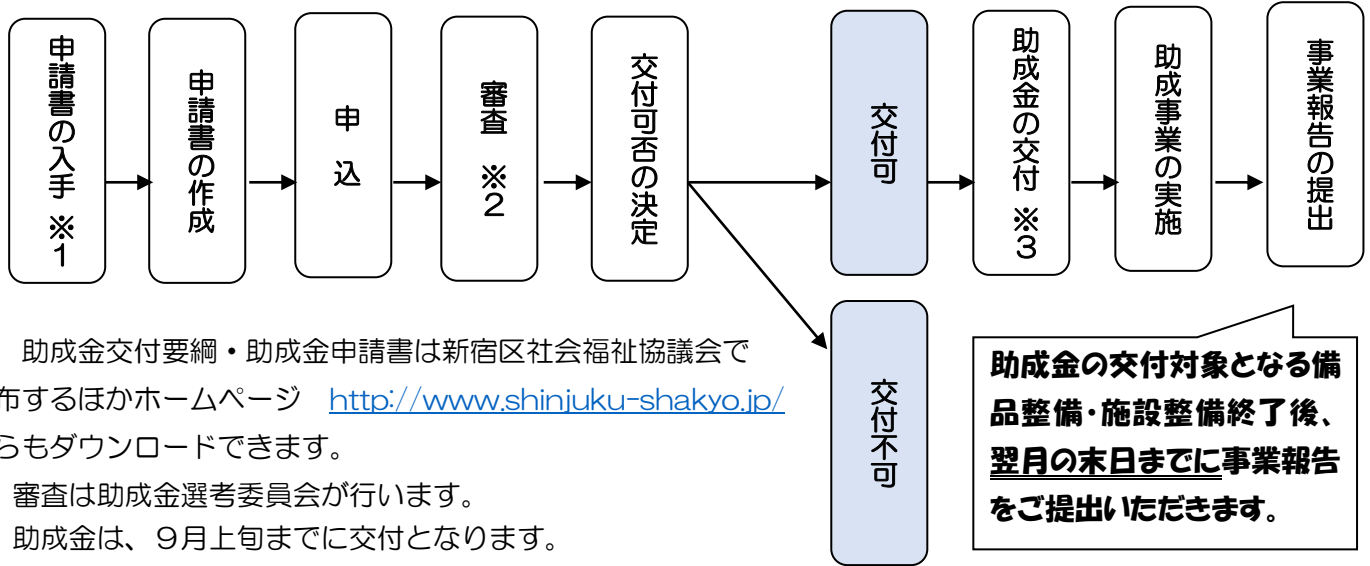
つなぐ・育む
広げていく



【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 定款・会則または設立趣意書
- (3) 役員名簿または会員名簿
- (4) 団体の本年度収支予算書および事業計画書
- (5) 団体の前年度収支決算書および事業報告書
- (6) 経費見積書類および説明資料
- (7) 改修・修理等の場合は図面、写真等
- (8) その他申請団体の概要がわかる資料

【手続きの流れ】



※1 助成金交付要綱・助成金申請書は新宿区社会福祉協議会で配布するほかホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp/>からもダウンロードできます。

※2 審査は助成金選考委員会が行います。

※3 助成金は、9月上旬までに交付となります。

助成金の交付対象となる備品整備・施設整備終了後、翌月の末日までに事業報告をご提出いただきます。

【申請のポイント】

- 10,000円以上の備品等が対象です。申請時は、2社以上の見積書を添付ください。
- 前年に助成しているものは対象外です。
- 備品は令和元年10月末まで、施設整備は令和2年1月末までに購入・整備することが必要です。
- 申請書類は、窓口にご持参ください。(メール・郵送不可)



【申請書】

- 備品を買うことや施設を整備する必要性、得られる効果等を具体的に記入ください。
- 備品を購入する場合は、購入後の管理方法・団体が解散した場合の対応についても記入ください。

【報告】

- 領収書原本の提出が必要です。(コピー不可) 申請事業の領収書原本は保管しておいてください。
- 備品整備・施設整備終了後、翌月の末日までに事業報告を提出ください。

